

7. 調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とする

改正前

一律（※計算方法参照）

改正後（令和3年度以降）

合計所得金額	調整控除
2,500万円以下	※計算方法参照
2,500万円超	—

※計算方法

（1）課税標準額が200万円以下の場合

下記のいずれか少ない額 × 5%（町民税3%・県民税2%）

- ・「人的控除額の差」の合計額
- ・住民税の課税標準額

（2）課税標準額が200万円超の場合

{人的控除の差の合計額 - (住民税の課税標準額 - 200万円)} × 5%

ただし、2,500円未満のときは、2,500円（町民税1,500円・県民税1,000円）